

(屋外貯蔵の基準)

第42条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造(建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。)の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

(2) 液状の危険物を取り扱う設備(タンクを除く。)には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合は、架台を不燃材料で堅固に造ること。

【解釈及び運用】

(1) 少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本項の規定を適用すること。

(2) 屋外に設けるタンクを鋼板等の外箱に収納する場合(キュービクル式等)で、外箱内に人が入って点検等の作業を行うものは、条例第42条の2の規定を適用すること。

1 第1項

危険物を収納した容器を架台を用いて貯蔵する場合の架台の高さを制限した規定である。

第41条第17号において容器を積み重ねる場合は3m(第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみの場合は4m)以下とされているが、屋外において架台で貯蔵する場合は、架台上の容器の頂部までの高さを6m以下とすることができることとしているものである。

2 第2項第1号

(1) 「貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界には、みぞ、排水溝、囲い、柵等を設け、明示することとし、当該明示の周囲をいうものであること。

(2) 「空地を保有する」とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。

(3) 塀を設けた場合又は本号ただし書を適用した場合において、貯蔵又は取扱場所と塀又は壁との間隔は、0.5m以上とすること。

(4) 「防火上有効な塀」とは、次によること。

ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。

イ 高さ2m以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとする。

ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

(5) 「**開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁**」とは、次によること。

ア 高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さであること。

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

(6) 「**タンク又は金属製容器**」とは、第43条に規定するタンク又は第41条第1項第16号に規定する容器のうち金属製容器をいうものであること。

(7) 本号ただし書の規定は、防火構造（建基法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面し、かつ、これらの壁に開口部がないときは、延焼防止の趣旨から考慮して、空地又は防火上有効な塀を設けた場合と同等と考えられることに基づくものである。

なお、本号ただし書の規定により、空地の保有又は塀の設置が免除されるものは、当該壁に面する部分に限られる。

3 第2項第2号

液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その周囲に危険物の流出を防ぐため囲いを設ける等の措置及び地盤面の浸透防止のためコンクリート舗装等の措置を講じる規定である。また、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けなければならない。これらは、屋外において液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備において、液状の危険物が漏えいした場合は、広範囲に流出拡散する可能性が大きいので、これを防止するための措置方法について規定したものである。

(1) 「**適当な傾斜**」とは、円滑にためますに流入する程度の勾配とすることをいう。

(2) 「**ためます**」の大きさは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものでなければならないが、縦、横及び深さ各30cm以上とする必要があること。

(3) 液状の危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に設ける囲いと「**同等以上の効果がある**と認められる措置」には、

- 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法
- 設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法
- パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの等があること。

4 第2項第3号

危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

(屋内貯蔵の基準)

第42条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

(2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。

(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

(4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に

排出する設備を設けること。

【解釈及び運用】

1 第1項

屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

2 第1項第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）は、不燃材料で造られているか、又は覆われていることを規定している。

3 第1項第2号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の窓、出入口その他の開口部には、防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けなければならないことを規定している。

なお、防火戸に用いるガラスは、防火上及び災害発生時におけるガラスの飛散防止の観点から網入ガラスを用いることとする。

4 第1項第3号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う床について、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講じるとともに、適当な傾斜及びためますを設けることを規定している。傾斜及びためますについては、前条第2項第2号を参照のこと。

5 第1項第4号

危険物を収納した容器を貯蔵するための架台について規定している。屋外において架台を用いて危険物を貯蔵する場合は高さの制限があるが、屋内における場合は制限はない。「**堅固に造る**」ことについては、前条第2項第3号と同様の解釈である。

6 第1項第5号

採光、照明及び換気についての規定である。換気の設備は、自然換気又は動力換気のいずれでもよいが、危険物の種類、貯蔵・取扱形態及び貯蔵し、又は取り扱う場所に依じて、その目的が十分達せられるものを設けること。採光については、照明設備でよいものとする。

7 第1項第6号

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、前号の規定により換気の設備を設けなければならないが、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けることを規定している。この場合、蒸気又は微粉を排出する場所については、火気使用設備の有無等を十分考慮することが必要である。

(タンク (地下タンク及び移動タンクを除く) の基準)

第43条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(地盤面下に埋設されているタンク(以下「地下タンク」という。)及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。)に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1. 0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1. 2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1. 6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2. 0ミリメートル以上
500リットルを超え1, 000リットル以下	2. 3ミリメートル以上
1, 000リットルを超え2, 000リットル以下	2. 6ミリメートル以上
2, 000リットルを超えるもの	3. 2ミリメートル以上

(2) 地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

(4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

(5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

(6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置(ガラス管等を用いるものを除く。)を設けること。

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又はふたを設けること。

(8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

(9) タンクの配管には、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

(10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

(11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク(地盤面下に埋設されているタンク(以下「地下タンク」という。)及び移動タンクを除く。)についての技術上の基準について規定している。

1 第1項

過剰注入による危険物の漏えいや、地震等による震動による漏えいを防止するための規定である。

2 第2項第1号

液体の危険物を貯蔵するタンクを作製する場合の材料及び水張試験又は水圧試験についての規定である。指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等におけるタンクは、厚さ3.2mm以上の鋼板（一般構造用圧延鋼材：S S 400）又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ることとされているが、少量危険物の場合は、タンク容量に応じて鋼板で造る場合の最小板厚が規定されており、鋼板以外の材料で造る場合は、この最小板厚と同等以上の機械的性質を有する材料（金属板）で気密に造らなければならない。

「**同等以上の機械的性質を有する材料**」とは、ステンレス鋼又はアルミニウム合金等の金属を想定したものであり、これらを使用する場合の最小板厚は、次式により算出された数値以上でなければならない。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

t₀ : S S 400を使用する場合の板厚 (mm)

また、圧力タンク（最大常用圧力が正圧又は負圧で4.9kPaを超えるものをいう。）以外のタンクにあつては水張試験を、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間水圧試験を行い、漏れ、又は変形しないものであること。

なお、本号の規定は、製造所等の完成検査前検査と異なり、設置者等の自主検査で支障ないが、第80条において、消防長は設置者等の申出によりこれらの検査を行うことができる旨を規定している。

また、水張試験又は水圧試験については、危険物保安技術協会も試験確認を行っている。

2 第2号

タンクが地震等の影響で転倒又は落下しないようにするため、支柱の強度、タンクと支柱の接合方法又はタンクと堅固な基礎との固定等についての規定である。

3 第3号

「**さび止めのための措置**」には、さび止め塗料を用いた塗装、コーティング等の方法がある。

4 第4号

(1) 「**安全装置**」は、第41条第2項第5号を参照のこと。

(2) 「**通気管**」及び「**通気口**」は、タンクの内圧を大気圧と同じ状態にするため、常に蒸気を大気に放出するものと、内圧が一定の圧力になると作動するものがあり、危険物の性質に応じて取り付ける必要がある。また、雨水の浸入を防止するため、先端を水平より下に45度以上曲げる等の措置を講じること。

5 第5号

引火点が40℃未満の危険物のタンクに設ける通気管等の引火防止措置についての規定である。一般的には、40メッシュよりも細かい目の銅又はステンレスの網を設けるが、30メッシュの網を三層以上に設ける方法もある。

なお、引火防止装置の設置部は、維持管理上取り外しが容易にできる構造にする必要があること。

6 第6号

計量装置についての規定であるが、これには、フロート式液面計、電気式計量装置等がある。

なお、ガラス管等を用いるもの（連通管式等）は原則として使用できないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、かつ、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入自動停止弁等）を設けた場合は計量装置として使用することができる。

7 第7号

注入口の設置場所及び構造の規定である。設置場所は、危険物の性質及び周囲の状況（火気使用設備の有無、可燃性蒸気の滞留危険性）等を勘案のうえ、火災予防上安全な場所でなければならない。また、注入口には可燃性蒸気の漏えい、異物の混入等を防止するため弁又はふたを設けることとされている。

8 第8号

危険物の漏えい等の事故が発生した場合、配管による危険物の移送を停止するための開閉弁をタンクの直近に設ける旨の規定である。

9 第9号

「**配管とタンクとの結合部分に損傷を与えない措置**」には、可とう管継手を使用し緩衝性をもたせる方法（図1参照）又は配管自体を屈曲（ループ）させる方法（図2参照）がある。

なお、可とう管継手については、日本消防設備安全センターにおいて「可とう管継手に関する技術上の指針」に基づく型式認定が行われている。

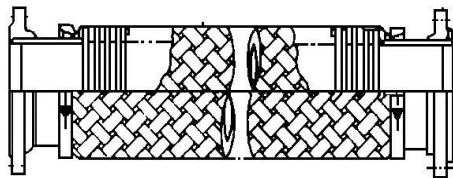


図1 可とう管継手（フレキシブルメタルホース）の例

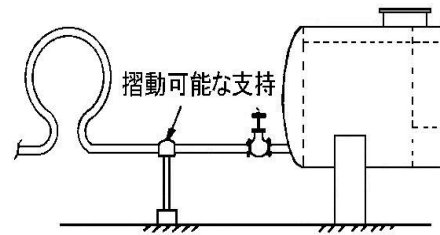


図2 配管を屈曲させる例

10 第10号

「**危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置**」とは、危険物政令で定める屋外貯蔵タンクにおける防油堤等と必ずしも同等である必要はないが、屋外にタンクを設置する場合は、コンクリート又は鋼板等不燃材料で造り、かつ、危険物が外部に流出しない構造とした防油堤を設けること。また、屋内のタンクの場合は、タンク室の敷居を高くし、又はタンクの周囲に囲いを設ける等の方法がある。

この措置を講じる場合は、次の事項に留意すること。

- (1) タンク（複数のタンクがある場合は、最大容量のタンク）の容量の全量を収容できるものであること。
- (2) 防油堤等の内側地盤面は、危険物の浸透を防ぐため、コンクリート等の不燃材料で被覆されていること。
- (3) 防油堤等に水抜口を設ける場合は、弁を設けること。
- (4) 第42条第2項第1号の扉又は壁で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該扉又は壁をもって防油堤に代えることができること。

11 第11号

「**腐食を防止するための措置**」とは、アスファルトサンドの敷設や底板外面へのコールタールエナメ

ル塗装等の方法がある。単なるさび止め塗装はこれに該当するものでないこと。

(地下タンクの基準)

第44条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) 地下タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

【解釈及び運用】

本条は、地盤面下に埋設するタンク（地下タンク）で危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合について規定している。

少量危険物の地下タンク一基ごとに一の少量危険物取扱所とする。

1 第1項

過剰注入による危険物の漏えいや、地震等による震動による漏えいを防止するための規定である。

2 第2項

タンクの材料、板厚、埋設方法等以外の項目については、前条のタンクの基準の例によることとされている。

3 第2項第1号

地下タンクの埋設方法について規定している。

- (1) タンク室に設置する場合は、危険物の蒸気の滞留を防止するため、乾燥砂等をタンク室に充てんする必要がある。
- (2) タンク室は、厚さ20cm以上のコンクリート造又はこれと同等以上の鉄筋コンクリート造とし、雨水

や地下水が浸入しないようにする。

- (3) 「**危険物の漏れを防止することができる構造**」とは、コンクリートで被覆された地下タンクをいい、その構造は、危険物省令第24条の2の5に規定するものとする。

- (4) 第4類の危険物をエポキシ樹脂等により防食措置を施したタンク、ガラス繊維強化プラスチックで造られたタンク又は外側をガラス繊維強化プラスチックで被覆された二重殻のタンクで貯蔵し、又は取り扱う場合はタンク室を設ける必要はない。

なお、エポキシ樹脂等の防食措置の方法については、危険物省令第24条に規定するところによること。

2 第2号

「**直接荷重がかからないように**」とは、鉄筋コンクリート造の支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等によりふたを支えるものであるが、支柱及びふたはその上を通過する自動車等の荷重に十分耐えるものでなければならない。

3 第3号

「**タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること**」とは、タンクを直接基礎に固定するのではなく、締付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締付けバンド及びアンカーボルト等についてもさび止め塗装が必要であること。

4 第4号

地下タンクの材質及び板厚等の規定である。

地下タンクは、少量危険物のものであっても指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に厚さ3.2mm以上の鋼板（S S 400）又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはガラス繊維強化プラスチックで造ることとされている。

- (1) 「**同等以上の強度を有する金属板**」とは、次式により算出された数値以上の板厚を有するものをいう。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- (2) 前条のタンクとは異なり、圧力タンク以外のタンクにあっては70kPaで、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で水圧試験を行わなければならない。
- (3) 本条及び次条において「**圧力タンク**」とは、最大常用圧力が46kPa以上のものをいう。

5 第5号

自動計量装置又は計量口についての規定である。

- (1) 自動計量装置については、前条第2項第6号を参考にされたい。
- (2) 計量口を設ける場合の「**損傷を防止するための措置**」とは、具体的には、当該部分にタンク本体と同じ材質、板厚のあて板を溶接する措置等をいうものである。

6 第6号

配管の取付部についての規定である。地下タンクの場合は、危険物の漏えいの可能性を極力小さくするために、当該タンクの配管はすべてタンク本体の頂部に取り付けることとされている。

7 第7号

漏えい検査管の設置について規定されている。漏えい検査管は、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に2箇所以上設けなければならない。

また、2以上の地下タンクを1 m以上接近して隣接して設ける場合は、漏えい検査管を共有してよいものであること。

なお、二重殻タンクの漏れを検知する設備は、危険物省令第24条の2の2の規定の例によること。

(移動タンクの基準)

第45条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第43条第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。)により注入すること。
 - (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
 - (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
 - (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第43条第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
 - (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
 - (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。
 - (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超える移動タンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
 - (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切りを厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
 - (6) 前号の間仕切りにより仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切りにより仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
 - (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さが3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク（車両に固定されたタンクで、いわゆるミニローリーとよばれるもの）について規定したものである。

移動タンクの技術上の基準は、第43条第1項の規定の例によるほか、つぎのとおりとする。

1 第1項第1号

移動タンクから他のタンクへの注入の方法についての規定である。

- (1) 「**他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結する**」方法とは、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等がある。
- (2) 注入ホースは、次によること。
 - ア 材質は、取り扱う危険物によって侵されるおそれのないものであること。
 - イ 長さは20m以下とし、必要以上に長いものではないこと。
 - ウ 危険物の取扱い中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。
 - エ 収納にあつては、ハンガー式（タンク後方付近に輪状に巻き付ける。）とホースリール式（専用ドラムへ巻き付けるもの「電動型も可。」）によるものとする。

2 第1項第2号

移動タンクから液体の危険物を容器に詰め替えるときの規定である。

- (1) 移動タンク貯蔵所における取扱いの基準と同様に、引火点が40℃以上の第4類の危険物を先端部に手動閉鎖装置を備えた注入ノズルで詰め替える場合のみ容器への詰替えが認められる。ただし、手動開閉装置を開放の状態に固定できる装置を備えたものは認められない。また、注入ノズルは、容器が満量となったときに危険物の注入を自動的に停止する構造のもの（オートストップ式）とするように指導するとともに、漏洩防止対策（金属製受け皿等）を実施のうえ、詰め替え作業を行うこと。
- (2) 「**安全な注油に支障がない範囲の注油速度**」とは、毎分60リットル以下の速度とすること。

3 第1項第3号

移動タンクにおいて危険物を出し入れする際の静電気による事故防止のための規定である。

- (1) 「**静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物**」とは、第4類の危険物のうち、特殊引火物、第1石油類及び第2石油類をいう。
- (2) 「**有効に接地する**」とは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を用い、移動タンクのタンク本体を接地電極に接続することをいう。

4 第1項第4号

移動タンクに危険物を注入する際の静電気による事故防止のための規定であり、「注入管」には図1のような例がある。

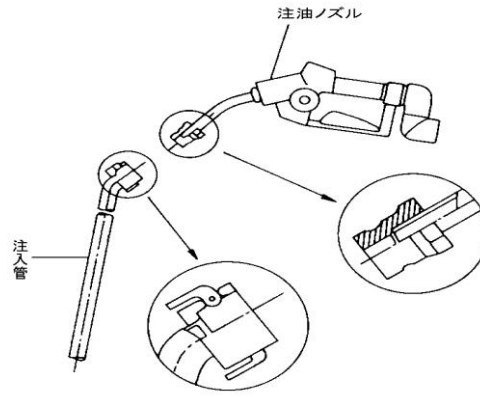


図1 注入管の例

5 第2項

移動タンク（車両に固定されたタンクで、いわゆるミニローリーとよばれるもの）の位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものである。

さび止めの措置及び収納する危険物の量についての規定は、第43条第2項第3号の規定の例による。

6 第2項第1号

移動タンクの常置場所に関する規定であるが、これは常置場所が把握できないのでは指導が行えないことを考慮したものである。

移動タンク貯蔵所とは異なり、移動タンクにあっては、タンクに危険物を貯蔵したまま常置場所に置かれる場合もあり、特に火気設備が付近にないこと等を考慮しなければならない。

7 第2項第2号

移動タンクの材質、板厚及び水圧試験に関する規定である。

- (1) 移動タンクは、3.2mm以上の厚さの鋼板（S S 400）又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造らなければならない。
- (2) 「**同等以上の機械的性質を有する材料**」とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とするが、最小板厚は、2.8mm以上とすること。

$$t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属の引張強さ（N/mm²）

A：使用する金属板の伸び（%）

- (3) 地下タンクと同様に水圧試験を行い、漏れ又は変形がないこと。
- (4) 「**圧力タンク**」とは、地下タンクの場合と同様に最大常用圧力が46kPa以上のものをいう。

8 第2項第3号

タンクと車両との固定方法についての規定で、Uボルト等の他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められない。（タンク重量が500kg程度のものである場合は、おおむね直径12mmのボルト4本で四方を止めれば足りる。）

また、シャーシフレームのない車両（タンク固定位置にシャーシフレームがないものも含む）にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等、これらと同程度の強度を有する部分に堅固に固定しなければならない。

9 第2項第4号

直射日光や気温の上昇によるタンク内圧の上昇防止、危険物払い出し時の大気圧との平衡保持のために設ける安全装置に関する規定である。(図2～図4参照)

なお、安全装置の作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定すること。

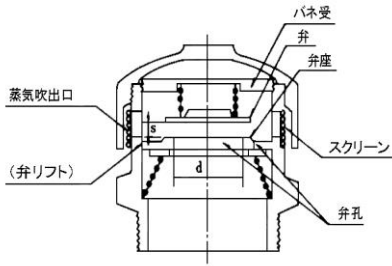


図2 複動式の例1

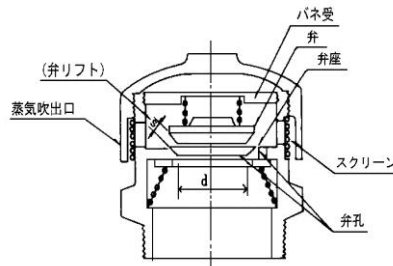


図3 複動式の例2

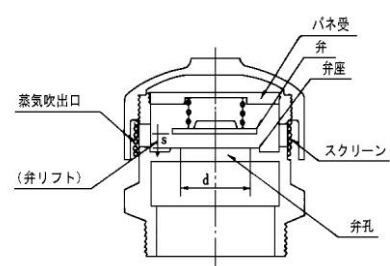


図4 単動式

10 第2条第5号

移動タンクの事故による被害を最小限にとどめるため、4,000リットル以下ごとに間仕切りを設けるよう規定している。間仕切板の材質や板厚は、第2号の規定の例によること。

11 第2項第6号

前号の規定により仕切られた部分ごとに、マンホール及び第4号の規定による安全装置を、また、仕切られた部分の容量が2,000リットル以上の場合は厚さ1.6mm以上の鋼板で造った防波板を設ける規定である。

(1) 防波板の「鋼板」とは、JIS G 3131に規定される熱間圧延軟鋼板のうちSPHCをいう。

(2) 「これと同等以上の機械的性質を有する材料」とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

(3) 防波板は、走行中の移動タンクにおける危険物の動揺を減少させ、走行中の車両の安定性を確保するために設けるものであるが、その設置方法は、危険物省令第24条の2の9の規定の例によること。

12 第2項第7号

マンホール及び注入口のふたの材質及び板厚についての規定である。これは、移動タンクが転倒等し、マンホール又は注入口のふたに荷重が掛かることがあっても、これらが容易に破損しないようにするためのものである。

なお、マンホール及びふたの材質及び板厚は、前記7を参照すること。

13 第2項第8号

防護枠を設ける場合の留意点は、次のとおりである。

(1) 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属設備の高さ以上であること。

(2) 防護枠は厚さ2.3mm以上の鋼板（熱間圧延軟鋼板：SPHC）又は次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板で造ること。

$$t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 2.3$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

σ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)

- (3) 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状であること。(図5参照)

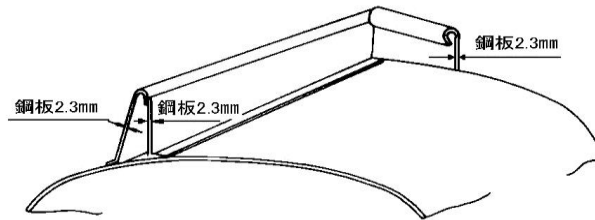


図5 防護枠の例 二方山形(山形部分接ぎ合せ)

14 第2項第9号

- (1) 「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、移動タンク貯蔵所と異なり、必ずしもレバー操作によるものである必要はないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖の操作ができるものでなければならない。また、当該装置である旨の表示及び当該装置の操作方法を見やすい位置に表示しなければならないこと。
- (2) 「当該弁等の損傷を防止するための措置」は、移動タンクが自動車の衝突その他の外部からの衝撃を受けた場合に、底弁が損傷しないようにするためのものであり、配管による方法と緩衝用継手による方法が考えられる。

ア 「配管による方法」は、次によること。

- ・ 底弁に直接衝撃が加わらないように、底弁と吐出口の間の配管の一部に直角の屈曲部を設けて衝撃力を吸収させるようにすること。(図6-1参照)
- ・ 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること。(図6-2参照)

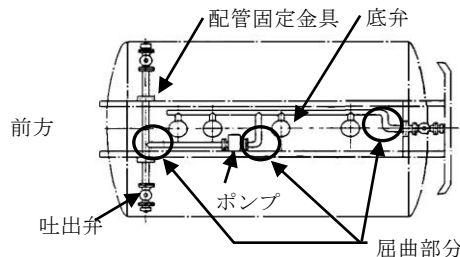
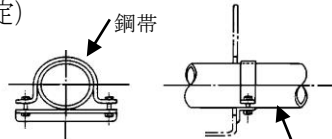


図6-1 配管による

(例1 鋼帯による固定)



(例2 Uボルトによる固定)



図6-2 配管の固定

イ 「緩衝用継手による方法」は次によること。

- ・ 底弁に直接衝撃が加わらないように底弁と吐出口の間の配管の途中に緩衝用継手を設けること。
(図6-3参照)
- ・ 緩衝用継手は、フレキシブルホースの場合は金属製のもので、可とう結合金具の場合は配管接合部を可とう性に富み、かつ、取り扱う危険物によって侵されない材質のゴム等で密閉し、その周囲を金属製の金具で覆われたものであること。また、いずれの場合も配管の円周方向又は軸方向の衝撃に対して効力を有するものであること。
- ・ 吐出口付近の配管は、固定金具を用いてサブフレーム等に固定すること。

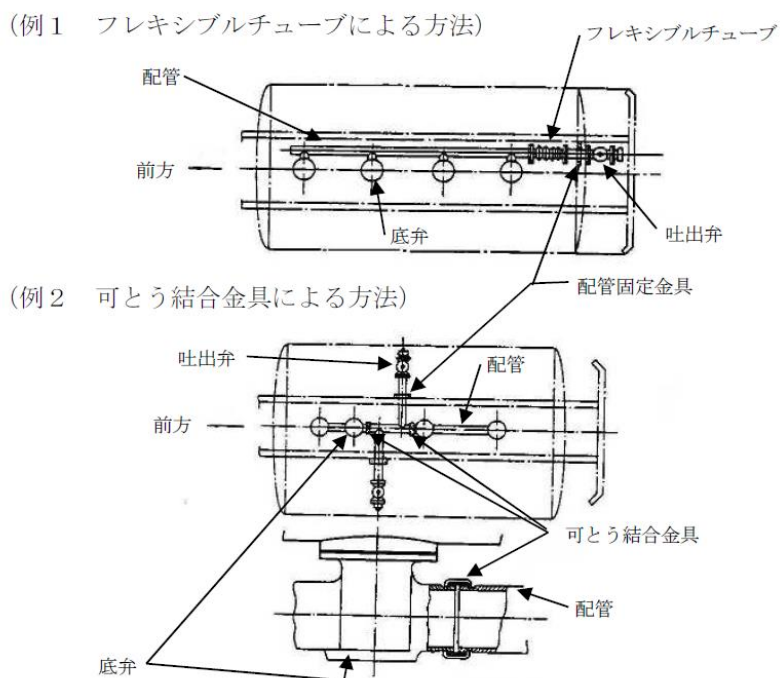


図6-3 緩衝用継手による方法

15 第2項第10号

配管からの流出防止のために弁等を設ける旨の規定である。

16 第2項第11号

- (1) 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」とは、引火点が40℃以上の危険物を常温で貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつてはタンク内部をいい、引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク及び引火点以上の温度で危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつては、タンク内部並びに防護枠内及びポンプユニット等の遮へいされた場所等をいう。
- (2) 「引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。

(類ごとに共通する技術上の基準)

第46条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含有するものにあつては、水との接触を避けること。
- (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品(第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。)にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品(第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの(カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。)をいう。)にあつては水との接触を避けること。
- (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

1 第1類

法別表第1に掲げられた危険物の類別分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。

2 第1項第1号

第1類の危険物についての規定であり、第1類の危険物は、酸化性固体であり、その性質は一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。

したがって、その貯蔵、取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように次のことに注意する必要がある。

- 加熱、衝撃、摩擦を避ける。
- 分解を促進する薬品類との接触を避ける。
- 周囲に可燃物を置かない。
- 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含有するものにあつては、水との接触を避ける。

3 第1項第2号

第2類の危険物についての規定であり、第2類の危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃

性の固体で、しかも燃焼が速く、有毒のもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 酸化剤との接触、混合を避ける。
- 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避ける。
- 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。
- 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならない。

4 第1項第3号

第3類の危険物についての規定であり、第3類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10kgから300kgと比較的少なく定められている。

第3類の危険物には、黄りんのように自然発火性（空気中での発火の危険性）のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性）のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 自然発火性物品は、空気と接触させない。
- 自然発火性物品は、炎、火花若しくは高温体との接触又は過熱を避ける。
- 禁水性物品は、水との接触を避ける。
- 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにする。

5 第1項第4号

第4類の危険物についての規定であり、第4類の危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。

可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類危険物にあつては常に引火危険性が存在することになる。また、第4類危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険性がある。

- 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
- 特に石油類については、静電気による火花についても留意する必要がある。
- みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

6 第1項第5号

第5類の危険物についての規定であり、第5類の危険物は、自己反応性物質で、爆発、又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。加熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものも多く、爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となる場合が多い。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 炎、火花、高温体との接近を避ける。
- 加熱、衝撃又は摩擦を避ける。
- 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意する。

7 第1項第6号

第6類の危険物についての規定であり、第6類の危険物は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 可燃物との接触、混合を避ける。
- 加熱を避ける。
- 分解を促す薬品類との接近を避ける。

8 第2項

第1項は、危険物が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、第2項は、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができることを規定している。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、危険物の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

(タンク、配管その他設備の維持管理の基準)

第47条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第41条から第45条までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持に関する規定である。

これは、少量危険物取扱所における事故が設備の維持管理面の不備に起因するものが多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を第41条から第45条までの技術基準に適合するように適時点検、補修等を行う必要がある。

なお、この場合、法で定められた点検記録の保存等許可施設と同様の措置までをとる必要はないが、点検結果及び不良箇所の整備結果を記録するよう指導すること。

(適用除外)

第48条 第39条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合については、前条各号の規定は、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、動植物油類についての適用除外規定である。

10,000リットル未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として第39条から前条までの規定が適用されることとなるが、本条では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用を除外している。指定数量未満の動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて、第50条に貯蔵及び取扱いの基準が定められている。このことにより指

定可燃物の動植物油類も少量危険物の動植物油類も同じ基準が適用されることとなる。

法別表第1備考第17号に基づき、危険物省令第1条の3第7項に規定する動植物油類については、危険物から除かれている。

危険物から除かれる条件は、

- ・ 危険物政令の基準に適合している屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクにおいて加圧しないで、常温で貯蔵保管されている。
- ・ 危険物省令の容器基準に従って容器に貯蔵保管されている。

のいずれかであり、これらの条件で2 m³以上の量を貯蔵保管している場合は、危険物政令別表第4備考第7号の規定により、指定可燃物（可燃性液体類）となる。

（品名又は指定数量を異にする2以上の危険物の貯蔵及び取扱い）

第49条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

【解釈及び運用】

本条は、品名又は指定数量の異なる2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の危険物の数量と本節の規制の基となる指定数量の5分の1の量との関係を規定したものである。この場合、品名を異にする危険物には、同じ類の危険物ばかりではなく、類を異にする危険物を含むものである。

1種類の危険物の貯蔵又は取扱数量が指定数量の5分の1未満であっても、貯蔵又は取扱いに係る危険物の種類ごとの数量をそれぞれの指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となる場合は、指定数量の5分の1以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなされ、少量危険物の規定が適用される。

これは、危険物製造所等における貯蔵取扱数量と同様の考え方をしているものである。

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第50条 別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第3備考5エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第3備考6エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第3に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル（別表第3に掲げる数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第39条から第47条まで(第41条第1項第16号及び第17号、第42条第2項第1号並びに第46条を除く。)の規定を準用する。

【別表第3（第50条、第51条、第51条の2、第79条関係）】

品 名		数 量
綿花類		200キログラム
木毛及びかんなくず		400キログラム
ぼろ及び紙くず		1, 000キログラム
糸類		1, 000キログラム
わら類		1, 000キログラム
再生資源燃料		1, 000キログラム
可燃性固体類		3, 000キログラム
石炭・木炭類		10, 000キログラム
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3, 000キログラム

備考1～5（略）

6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。

ア 引火点が40度以上100度未満のもの

イ 引火点が70度以上100度未満のもの

ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの。

エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの

7（略）

8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。

9（略）

【解釈及び運用】

条例別表第3で定める指定可燃物のうち可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準について、おおむね少量危険物の場合に準じて規定したものである。

1 第1項

(1) 「**指定可燃物**」とは、条例別表第3の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に掲げる数量以上のものをいい、当該数量未満の物品は該当しないものであること。条例で規定している指定可燃物は、法第9条の4に定める「火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるものその他指定可燃物に類する物品」のことである。

(2) 「**可燃性固体類**」とは、条例別表第3備考6に規定する一定の要件（引火点、燃焼熱量、融点

等)に該当するものをいい、例えば、0-クレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノールなどが含まれる。

- (3) 「可燃性液体類」とは、条例別表第3備考8に定めるとおり、法別表第1備考第14号から第17号までの規定により危険物の第4類引火性液体から除外されるものをいう。つまり、危険物省令第1条の3に規定する第2石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下で、引火点が40℃以上、燃焼点が60℃以上のもの)、第3石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下のもの)、第4石油類の除外物品(可燃性液体量が40%以下のもの)及び動植物油類の除外物品(危険物省令第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているもの)が該当するほか、引火性液体(法別表第1備考第10号に規定されている。)の性状を示す物品のうち1気圧において引火点が250℃以上の物品が該当する。

2 第1項第1号

可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。

すなわち、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる危険物において適応する容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、漏れないように容器を密封するよう定めている。

- (1) 可燃性固体類(引火点が200℃以上のものを除く。)
危険物省令別表第3に掲げる第2類の危険等級Ⅲの危険物
- (2) 可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類
危険物省令別表第3の2に掲げる第4類の危険等級Ⅲの危険物

3 第1項第2号

「高さ」の測定は、最下段の容器の底面(床面又は地盤面)から最上段の容器の頂部までの距離とすること。

4 第1項第3号

可燃性液体類及び可燃性固体類は、動植物油類その他第4類の危険物と同様に、表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比(燃焼範囲)の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。可燃性混合ガスは、物質の温度が当該物質の引火点以上になった場合に形成される。

- 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
- みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

5 第1項第4号

前項は、可燃性液体類等が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができることを規定している。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。

6 第2項

条例別表第3で定める指定可燃物のうち可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備について規定したものである。

7 第2項第1項

可燃性液体類等を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

なお、本号は、第42条第2項第1号の基準と比較して、数量が多いため、同号ただし書のような緩和を認めていない。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本号の規定を適用すること。
- (2) 「**貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲**」とは、屋外における貯蔵及び取扱場所の境界には、みぞ、排水溝、囲い、柵等を設け、明示することとし、当該明示の周囲をいうものであること。
- (3) 「**空地を保有する**」とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。
- (4) 動植物油類の場合の「**防火上有効な塼**」とは、次によること。
 - ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。
 - イ 高さ2m以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとする。
 - ウ 塼を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。
 - エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。
- (5) 「**タンク又は金属製容器**」とは、第43条に規定するタンク又は第2項第1号アに規定する容器のうち金属製容器をいうものであること。

8 第2項第2号

別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

- (1) 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物（室）の壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）は、不燃材料で造られていることとしており、内装のみを不燃材料で覆うことで足りるとはしていない。
- (2) ただし書の規定は、(1)の室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済規定である。周囲の空地を保有し、又は防火上有効な隔壁（小屋裏まで達する防火構造の壁）によって隣接する部分との間に延焼防止の措置が講じられている建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり又は屋根）を不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱っても差し支えないこととしている。

9 第3項

第1項及び第2項の基準のほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行おうとするものである。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第51条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷崩れし、落下し、転倒し、又は飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。
- (5) 再生資源燃料(別表第3備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固形化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
 - ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
 - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
 - ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時において速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。
 - エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度、可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類(別表第3備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(同表備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つため散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

- (3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
 - ア 集積する場合において、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分		距 離
(1)	面積が100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
(2)	面積が100平方メートルを超え300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
(3)	面積が300平方メートルを超え500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（別表第3で定める数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき、又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第3で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合には、この限りでない。

【別表第3（第50条、第51条、第51条の2、第79条関係）】

品 名		数 量
綿花類		200キログラム
木毛及びびかんくず		400キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000キログラム
糸類		1,000キログラム
わら類		1,000キログラム
再生資源燃料		1,000キログラム
可燃性固体類		3,000キログラム
石炭・木炭類		10,000キログラム
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3,000キログラム

備考1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油が染み込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。

3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。

- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの。
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

【予防規則】

（標識及び表示板等）

第16条 （略）

- 2 条例第41条第2項第1号（第50条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第51条第2項第1号に規定する標識及び掲示板は、次に掲げるとおりとする。
 - (2) 標識及び掲示板は、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板であること。
 - (3) 標識及び掲示板（次号に規定するものを除く。）の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
 - (4) 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、危険物規制省令第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板の例によること。この場合において、指定可燃物のうち、可燃性固体類等（条例第50条第2項1号に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては同項第4号ハ、綿花類等（条例第51条の規定するものをいう。）にあつては同項第4号ロの規定による表示を行うものとする。
- 3 （略）

【解釈及び運用】

条例別表第3で定める指定可燃物のうち綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。

「**綿花類等**」とは、指定可燃物のうち前条の可燃性固体類と可燃性液体類を除くものの総称である。条例別表第3においては、綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、再生資源燃料、石炭、木炭類、木材加工品及び木くず並びに合成樹脂類が指定されているが、いずれも条例別表第3で定める数量以上のものが本条の対象となるものである。

1 条例別表第3

- (1) 「**綿花類**」とは、天然繊維、合成繊維の別は問わず、羽毛もこれに該当する。不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄締めされた羊毛（圧縮した原毛の入った袋を鉄線で締め付けたものをいう。）は綿花類に該当しない。
- (2) 備考1の「**トップ状の繊維**」とは、原綿、原毛を製綿機、製毛機にかけて1本1本の細かい繊維をそろえて帯状に束ねたもので製糸工程前の状態のものをいう。
- (3) 備考1、2及び3の「**難燃性**」とは、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」に適合するものを難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

45度傾斜バスケット法燃焼試験基準

1 燃焼試験装置

燃焼試験装置は、別図（略。以下同じ。）第1の燃焼試験箱、別図第2の試験体支持わく及び別図第3のバスケット、又は別図第2の試験体支持わく、試験体支持わくを45度の傾斜に保つことのできる装置及び別図3のバスケットであること。

燃焼試験箱を用いないで行う試験は、湿度 $65 \pm 5\%$ 、温度 $20 \pm 5^\circ\text{C}$ の静穏な室内で行うこと。

2 試験体

(1) 試験体は、同一試料の中から無作為に採取した重さ10gのもの3体とする。

(2) 試験体は、燃焼試験を行う前に $50 \pm 2^\circ\text{C}$ の恒温槽内に24時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものとすること。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試験体にあつては、 $105 \pm 2^\circ\text{C}$ の恒温槽内に1時間放置した後シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものとすることができる。

3 試験方法

(1) 試験体を、バスケットに均一になるように詰めてふたを固定し、燃焼試験箱内又は45度の傾斜に保つことのできる装置に装着した試験体支持わくの金網の上に容易に移動しない方法で支持すること。

(2) 試験体の別図第4に示す位置（試験体の下辺中央部より4.5cm上方）に固形燃料（重さ0.15g、直径6.4mm、厚さ4.3mmのヘキサメチレンテトラミン）を容易に移動しない方法で置くこと。

(3) 点火は、マッチにより行い、点火後は火源の周囲を静穏な状態に保ち、燃焼が終了するまで放置すること。

4 試験結果の判定基準

炭化長は、別図第5により透視的に測定した試験体の炭化部分について、縦方向の最大の長さとし、3の試験体について、そのうちの最大の長さが120mm以下で、かつ、その平均値が100mm以下であること。

- (4) 「**木毛**」とは、木材を細薄なヒモ状に削ったもので、一般に用いられている緩衝材や、木綿（もくめん）、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維等）等が該当する。
- (5) 「**かんなくず**」とは、手動又は電動のかんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。また、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端はかんなくずには該当せず、木材加工品及び木くずの品名に該当する。
- (6) 「**ぼろ及び紙くず**」とは、繊維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ、廃棄されたもの並びに動植物油が染み込んでいる布、紙（油紙）等をいう。これらには、例えば、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類、ウェス等が該当する。
- (7) 「**糸類**」とは、紡績工程後の糸及び繭であり、天然、合成の別は問わない。これらには、例えば、綿糸、毛紡糸、麻糸、化学繊維糸、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等が該当する。
- (8) 「**わら類**」のうち、わら製品としては、例えば、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。
なお、乾燥わら、干し草には、自然発火性がある。また、たばこはわら類に該当しない。
- (9) 備考4の「**乾燥藎**」とは、藎草（いぐさ）を乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等が含まれる。
- (10) 「**再生資源燃料**」に該当するものにあつては、種々のものが考えられるが、製造されたものの一部が燃料用途以外に使用されるものであつても、これらを含め再生資源燃料に該当するものであること。
再生資源燃料に該当する代表的なものとしては、次のようなものがある。

ア RDF (Refuse Derived Fuel)

家庭から出される塵芥ごみ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成形、固化され、製造されたもので、燃料用途に使用される。

イ RPF (Refuse Paper & Plastic Fuel)

廃プラスチックと古紙、廃材、繊維くず等を原材料として成形、固化され、製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

ウ 汚泥乾燥・固形燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加する場合あり）として製造され、燃料等の用途に使用される。

エ 木質ペレット

おが粉、樹皮等を原料としてペレット状に圧縮、成形され製造されたもので、燃料等の用途に使用される。

なお、原材料に再生資源を一切使用しないもの（間伐材のみを原料とするもの等）は、定義上再生資源燃料に該当しないことから「木材加工品及び木くず」として取り扱う。

- (11) 「**石炭、木炭類**」としては、石炭には無煙炭、瀝青炭、褐炭、重炭、亜炭、泥炭で天然に産するもの、木炭には木を焼いて人為的に作ったものが該当する。これらは、自然発火の危険性があり、燃焼発熱量が大きい等の性質を有しているものである。

また、石炭を乾留して生産するコークスや粉状の石炭及び木炭を混合して成形した豆炭、練炭等もこの品名に該当するが、天然ガス等の炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しないものである。

- (12) 「**木材加工品**」とは、製材した木材、板、柱及びそれらを組み立てた家具類等の木工製品をいう。

なお、原木（立ち木を切り出した丸太）や水中に貯蔵している木材は該当しない。

- (13) 「**木くず**」とは、製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木端をいう。このうち、軽く圧して水分があふれる程度に水に浸漬されたものは該当しない。

- (14) 「**合成樹脂類**」とは、石油等から化学的に合成される高分子物質で樹脂状のものの総称である。これらのうち、備考9において除外されている物品については、既に指定可燃物として指定されていることから合成樹脂類から除外されるものである。

また、合成樹脂類に含まれるゴム類には、天然ゴム、合成ゴムを問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムもこれに該当する。

- (15) 合成樹脂類のうち「**発泡させたもの**」とは、内部に気泡を持つもので発泡率がおおむね6以上のものをいう。

- (16) 合成樹脂類の「不燃性又は難燃性」については、J I S K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」に基づく酸素指数26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

なお、一般的に使用されている合成樹脂類について、酸素指数が26未満のものを表1に、酸素指数が26以上のものを表2に掲げる。

この場合、表1に掲げるものであっても、難燃化を行い、酸素指数が26以上となる場合があるので注意する必要がある。

- (17) 合成樹脂類の「**合成樹脂製品**」については、合成樹脂を主体とした製品で、他の材料を伴う製品（靴、サンダル、電気製品等）であって合成樹脂が容積又は重量において50%以上を占めるものが該当する。

表1 酸素指数2.6未満のもの

アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂 (AS)
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP)・・・接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POM)
ポリウレタン (PUR)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL)・・・粉状 (原料等)
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

注 () 書きは略号又は別名を示す。

表2 酸素指数2.6以上のもの又は液状のもの

フェノール樹脂 (PE)
フッ素樹脂 (PFE)
ポリアミド (PA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂 (UF)
ケイ素樹脂 (SI)
ポリカーボネート (PC)
メラミン樹脂 (MF)
アルキド樹脂 (ALK)・・・液状

注 () 書きは略号又は別名を示す。

2 指定可燃物の貯蔵、取扱場所の範囲及び数量算定

- (1) 指定可燃物の数量の算定は、棟単位を原則とするが、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物に防火上有効な区画が存する場合は、それぞれ別々に算定することとして差し支えない。
- (2) 指定可燃物の容積又は重量の算定は、実際の指定可燃物の容積又は重量を算定し、箱型等に成形されている場合等の空間部分は算入しない。

3 第1項第1号

「**みだりに火気を使用しない**」とは、必要でない火気は使用しないということである。火気を使用するときは、安全な場所を指定して、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。

4 第1項第2号

日常の業務に従事する係員以外の者をみだりに出入りさせることによって発生する、古紙集積場等における火災等を考慮した規定である。

「**みだりに出入り**」には、係員以外の者の出入りであっても、当該場所の管理者等に正式に連絡がなされ管理者等の管理権が十分に公使できる場合は、これに該当しない。

5 第1項第4号

製造、加工等によって生じた綿花類等のくず、かす等を放置しておくことは火災予防上危険であることから、その日に生じたくず、かす等はその日のうちに火災予防上安全な場所において処理しなければならないことを規定したものである。

6 第1項第5号ア

「適切な水分管理」とは、10%以下のできる限り低い管理値が設定されていなければならない。

7 第1項第5号エ

温度監視装置等の設置指導にあつては、発熱の有無を適正に監視できるよう精度、位置等を留意すること。

8 第2項第1号

- (1) 「綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識」は、「指定可燃物取扱所」と表示すること（図1参照）。

地…白色、文字…黒色

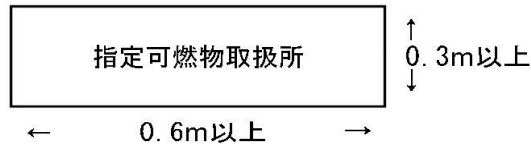


図1

- (2) 「防火に関し必要な事項を掲示した掲示板」は、「火気注意」と表示すること。

なお、掲示板の例は図2、図3を参照すること。

- ア 品名及び最大数量を掲示した掲示板の例（図2）

地…白色、文字…黒色



図2

- イ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例（危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号ロ及び第5号）（図3）

地…赤色、文字…白色

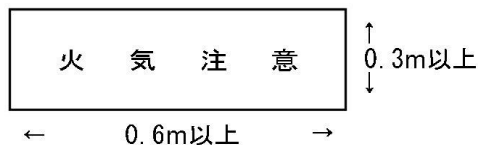


図3

9 第2項第3号ア

- (1) 「散水設備を設置する等必要な措置」とは、散水設備の設置のほか不燃材料による区画、ドレンチャー設備又はスプリンクラー設備の設置等の防火上有効な措置をいう。

10 第2項第3号ウ

- (2) 「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料又はこれに類する防火性を有する材料を用いて小屋裏に達するまで完全に区画することをいう。

(危険要因の把握)

第51条の2 別表第3で定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、別表第3に定める数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の発生及び拡大の危険要因を自ら把握するとともに、火災予防上有効な措置を講じなければならない。

なお、危険要因の把握にあたっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあつては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。